視聴覚教材・機材利用申請書

年　　　月　　　日

宇部市立図書館長　様

所在地

団体名

代表者名

担当者名・連絡先

教材・機材を利用したいので、宇部市立図書館団体貸出用視聴覚教材・機材利用要綱第３条の規定により申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出期間 | 年　　月　　日（　　）～　　　　　年　　月　　日（　　） |
| 利用目的 |  | 対象者 |  |
| 利用場所 |  | 利用人数 | 人 |
| 教材 | 番号 | 教材名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 機材 | 機材 |
|  | プロジェクター[EPSON]EB-1940W |  | ICレコーダー[OLYMPUS]DS-50 |
|  | ワイヤレスアンプ[TOA]KZ-25 |  | 有線マイク |
|  | ワイヤレスアンプ[TOA]WA-650C |  | ワイヤレスマイク（数量　　本） |
|  | スタンド式スクリーン（数量　　台） |  | 卓上マイクスタンド（数量　　台） |
|  | Blu-rayレコーダー[SONY]BDZ-L70 |  | コードリール |
|  | DVDレコーダー[SONY]RDR-HX67 |  | 暗幕（数量　　枚） |
| 注意事項 | ・利用できる団体は、市内に所在する学校等、社会教育団体等、公共的団体等又はこれらに準ずる団体です。営利目的、政治的または宗教的活動に利用する場合は利用できません。・１回の貸出上限は、原則として教材が４件、機材が5件までとします。・利用できる回数及び貸出期間は、原則として1か月に1回で、1週間を限度とします。・貸出を受けた教材・機材を他者に転貸したり、複製することは認めません。・図書館の管理運営上支障がある場合は利用を許可しません。・教材・機材が破損した場合は、自ら修理せず、図書館に報告してください。・教材・機材の破損が、申請者の責に帰す場合は、修理もしくは弁償願います。・教材・機材の搬出・返納は、申請者が行ってください。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付月日 | ／ | 受付者氏名 |  |  | 月　　日 | 館長 | 副館長 | 係長 | 係員 |
| 貸出月日 | ／ | 貸出者氏名 |  |  |  |  |  |  |
| 受領月日 | ／ | 受領者氏名 |  |  |